

令和8年度

第5回教育委員会（定例）

令和8年 7月30日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和 8 年 7 月 3 0 日 午後 2 時 3 0 分～
場 所 市役所第 2 庁舎 3 階 2－3 0 1・3 0 2 会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第 1 第 3 回及び第 4 回会議録の報告・承認

日程第 2 会議録署名委員指名

番委員 (委員)

日程第 3 会期の決定 自 令和 8 年 7 月 3 0 日 至 令和 8 年 月 日 日間

日程第 4 承認事項

第 4 号 丹波篠山市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行
規則の制定について (教育総務課)・・・1 頁

日程第 5 議案

第 7 号 令和 9 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について
(教育総務課)・・・4 頁

日程第 6 報告事項

- 1 寄附採納について (教育総務課)・・・5 頁
- 2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・6 頁
- 3 令和 7 年度収納状況について
(教育総務課、子育て企画課、保育教育課)・・・8 頁
- 4 小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について (学校教育課)・・・10 頁
- 5 令和 8 年度 7 月小・中・特別支援学校定例校長会について
(学校教育課)・・・13 頁
- 6 篠山・たまみず・岡野幼稚園区における保育・教育のあり方検討会で決定した候補
園名について (子育て企画課)・・・14 頁
- 7 城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会で決定した候補園名について
(子育て企画課)・・・16 頁
- 8 公立施設における乳児等通園支援事業の進捗状況について
(子育て企画課)・・・18 頁
- 9 令和 8 年度夏休み子どものフリースペース臨時開放事業について
(子育て企画課)・・・25 頁
- 1 0 教育長報告 ・・・28 頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和 8 年 8 月 27 日 (木) 14:00～ 場所：市役所第 2 庁舎 3 階 2-301・302 会議室

承認第4号

丹波篠山市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について

丹波篠山市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和8年7月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

専 決 処 理 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、丹波篠山市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について専決処理した。

理由：第127回丹波篠山市議会水無月会議において、丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年篠山市条例第51号）の一部が改正されたことに伴い、新たに教育委員会規則を制定する必要が生じた。

丹波篠山市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定は、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第4条第11号の規定により議決事項となっているが、速やかに事務を執行するため、専決処理した。

令和8年6月25日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《詳細については次頁》

丹波篠山市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年篠山市条例第51号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成17年篠山市規則第63号）その他市長が別に定める規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

令和 9 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 4 項の規定により令和 9 年度使用教科用図書を採択するため、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 30 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 1》

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年7月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	西田 幸博	ツリーハウスミニオブジェ	一式	30,000 円相当	こんだ認定こども園で活用

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年7月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	名称	実施日	団体	場所
1	第73 兵庫県吹奏楽コンクール 西阪神地区大会	令和8年7月18・19・25・26日	西阪神吹奏楽連盟 理事長 尾花 尚史	三田市総合文化センター郷の音ホール他
2	第42 回教育実践対話集会「ひかり」	令和8年7月11日	教育実践対話集会「ひかり」 代表 藤原 典英	四季の森生涯学習センター東館
3	第9回丹波篠山市明るい選挙啓発ポスターコンクール	令和8年6月30日～9月11日	丹波篠山市明るい選挙推進協議会 会長 角 一美	丹波篠山市内
4	丹波の森ジュニアコーラスフェスティバル	令和8年9月6日	丹波の森ジュニアコーラスフェスティバル実行委員会 実行委員長 塩見 浩之	丹波の森公苑
5	上山悠山の陽だまりコンサート～和の響き～	令和8年9月5日	邦楽グループ いとたけ 会長 上山 悠山	四季の森生涯学習センター

No.	名称	実施日	団体	場所
6	みんなのわくわく教室 2026 夏	令和8年8月24・ 25日	みんなのわくわく教室 藤岡 亜樹子	城東公民館
7	国蝶オオムラサキの舞う 里山イメージ画コンテスト	募集: 令和8年8月 1日~9月30日 展示: 令和8年10 月29日~令和9年 1月15日	兵庫県立丹波の森公苑 公苑長 小田 繁雄	丹波篠山市民 センター他
8	GenerativeAI - Tech Camp 2026_001 (新しい学校づくり研究 会学習会)	令和8年8月2日	新しい学校づくり研究 会 代表 藤原 典英	四季の森生涯 学習センター 東館
9	アロマセラピー&可愛い クラフトワークショップ (親子アロマイベント)	令和8年8月2日	NPO法人タッチング アロマ笑香 理事長 吉竹 節子	丹波篠山市民 センター

報告 3

令和 7 年度収納状況について

令和 7 年度収納状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 7 月 3 0 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和7年度現年度分・過年度分収納状況一覧

○学校給食費

教育総務課 単位：円

区分	収入予定額	収入済額	不能欠損	未納額	収納率 (%)		
					令和7年度	令和6年度	差
学校給食費（現年度分）	103,079,271	102,689,440	0	389,831	99.6	99.7	-0.1
学校給食費（過年度分）	7,316,763	596,192	0	6,720,571	8.1	5.3	2.8
計	110,396,034	103,285,632	0	7,110,402	93.6	95.9	△ 2.3

○保育園・こども園・幼稚園保育料、バス実費、給食費

保育教育課 単位：円

	区分	収入予定額	収入済額	不能欠損	未納額	収納率 (%)		
						令和7年度	令和6年度	差
現年度分	市立保育所保育料	24,875,680	24,858,180	0	17,500	99.9	99.7	0.2
	管外保育保育料	257,600	257,600	0	0	100.0	100.0	0.0
	保育所バス実費	26,000	26,000	0	0	100.0	100.0	0.0
	保育所給食費	2,394,210	2,381,910	0	12,300	99.5	100.0	△ 0.5
	市立認定こども園保育料	29,106,820	29,106,820	0	0	100.0	99.8	0.2
	認定こども園バス実費	567,000	567,000	0	0	100.0	100.0	0.0
	認定こども園給食費	10,551,200	10,542,270	0	8,930	99.9	99.9	0.0
	幼稚園バス実費	822,000	808,000	0	14,000	98.3	99.9	△ 1.6
	幼稚園預かり保育給食費	223,905	223,905	0	0	100.0	100.0	0.0
	計	68,824,415	68,771,685	0	52,730	99.9	99.9	0.0
過年度分	市立保育所保育料	2,901,350	127,000	0	2,774,350	4.4	15.3	△ 10.9
	私立保育所保育料	2,119,540	0	0	2,119,540	0.0	0.0	0.0
	管外保育保育料	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	市立認定こども園保育料	623,135	38,475	0	584,660	6.2	13.2	△ 7.0
	保育所バス実費	62,000	0	0	62,000	0.0	1.6	△ 1.6
	認定こども園バス実費	80,000	0	0	80,000	0.0	0.0	0.0
	保育所給食費	23,000	0	0	23,000	0.0	47.2	△ 47.2
	認定こども園給食費	840	840	0	0	100.0	100.0	0.0
	幼稚園保育料	209,720	0	0	209,720	0.0	0.0	0.0
	幼稚園バス実費	187,435	780	0	186,655	0.4	0.0	0.4
	幼稚園預かり保育料	51,900	0	0	51,900	0.0	0.0	0.0
	幼稚園預かり保育給食費	70,620	0	0	70,620	0.0	0.0	0.0
	計	6,329,540	167,095	0	6,162,445	2.6	9.4	△ 6.8
合計		75,153,955	68,938,780	0	6,215,175	91.7	91.9	△ 0.2

○放課後児童対策事業利用料

子育て企画課 単位：円

区分	収入予定額	収入済額	不能欠損	未納額	収納率 (%)		
					令和7年度	令和6年度	差
放課後児童対策事業利用料（現年度分）	42,143,650	41,988,450	0	155,200	99.6	99.7	△ 0.1
放課後児童対策事業利用料（過年度分）	950,500	174,600	0	775,900	18.4	9.8	8.6
計	43,094,150	42,163,050	0	931,100	97.8	97.7	0.1

報告 4

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年7月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和7年・令和8年度 小学校児童の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和8年6月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

			年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
暴力行為	対教師暴力	学校内	R7		1		1		1			1	1	1		6	
			R8	2	3	1									6		
		学校外	R7														
			R8														
	生徒間暴力	学校内	R7	2	4	11	3		4	2	5	3	6	2	1	43	
			R8	5	3	10										18	
		学校外	R7														
			R8														
	対人暴力	学校内	R7														
			R8														
		学校外	R7														
			R8														
	器物損壊			R7	1							1	1	2	1	1	7
				R8	2		1										
恐 喝			R7														
			R8														
窃盗・万引き等			R7											2		2	
			R8														
その他(強盗・放火等)			R7														
			R8	2	1	1											4
怠情浪費	深夜はいかい	R7															
		R8															
	家 出	R7															
		R8															
	無断外泊	R7															
		R8															
	金品持ち出し	R7															
		R8															
不健全性的行為			R7														
			R8														
飲酒喫煙等	飲 酒	R7															
		R8															
	喫 煙	R7															
		R8															
	薬物乱用	R7															
		R8															
粗暴	けんか	R7							1				1	2		4	
		R8			1											1	
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)			R7	1		1				2	1	3	2	1	1	12	
			R8	1	2												3
無免許運転			R7														
			R8														
いじめ			R7		6	11	4		4	9	2	1	3	3	1	44	
			R8	2	4	11											17
合 計			R7	4	11	23	8		10	13	9	9	15	12	4	118	
			R8	14	13	25											52

不登校	R7児童数	R7		3	9	10	10	11	13	22	22	25	27	31
	1816			0.17%	0.50%	0.55%	0.55%	0.61%	0.72%	1.21%	1.21%	1.38%	1.49%	1.71%
	R8児童数	R8		2	12									
	1749			0.11%	0.69%									

令和7年・令和8年度 中学校生徒の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和8年6月末現在

上段は昨年度、下段は今年度の数

			年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
暴力行為	対教師暴力	学校内	R7										1			1	
			R8		1										1		
		学校外	R7														
			R8														
	生徒間暴力	学校内	R7	2		4	6	1	1	5	1	1			4	25	
			R8	4	3											7	
		学校外	R7						1			1					2
			R8	1	1												2
	対人暴力	学校内	R7														
			R8														
		学校外	R7														
			R8														
	器物損壊		R7		1		1		1				2	1			6
			R8	1	1	1											3
恐　　喝		R7															
		R8															
窃盗・万引き等		R7										1				1	
		R8															
その他(強盗・放火等)		R7						1	1							2	
		R8															
怠惰浪費	深夜はいかい	R7															
		R8															
	家　　出	R7															
		R8															
	無断外泊	R7															
		R8															
	金品持ち出し	R7					1									1	
		R8															
不健全性的行為		R7	2													2	
		R8		1	1											2	
飲酒喫煙等	飲　　酒	R7															
		R8															
	喫　　煙	R7															
		R8			2											2	
	薬物乱用	R7															
		R8															
粗暴	けんか	R7		1							1					2	
		R8			1											1	
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R7	6	12	5	6	1	6	21	15	7	7	11	3		100	
		R8	9	5	8											22	
無免許運転		R7															
		R8															
いじめ		R7	1	6	10	3	2	1	2	2	3		6	5		41	
		R8	1	3	5											9	
合　　計		R7	11	20	19	16	5	11	29	19	12	11	18	12		183	
		R8	16	15	18											49	

不登校	R7生徒数	R7		12	26	29	29	38	45	57	59	70	77	83
	990			1.21%	2.63%	2.93%	2.93%	3.84%	4.55%	5.76%	5.96%	7.07%	7.78%	8.38%
	R8生徒数	R8		7	19									
	959			0.73%	1.98%									

報告 5

令和 8 年度 7 月 小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 8 年度 7 月 小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 7 月 3 0 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 2》

報告 6

篠山・たまみず・岡野幼稚園区における保育・教育のあり方検討会で決定した候補園名について

篠山・たまみず・岡野幼稚園区における保育・教育のあり方検討会で決定した候補園名について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年7月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

篠山・たまみず・岡野幼稚園区における保育・教育のあり方検討会で決定した候補園名について

1 第5回会議

(1) 日時・場所

令和8年6月30日（火）午後7時～（玉水会館 大会議室）

(2) 主な協議事項

令和8年1月23日から2月27日に実施した園関係者への意見聴取の結果を踏まえ、「篠山・たまみず・岡野幼稚園の保護者及び職員等による統合園の候補園名選定会」で選定された次の3案について協議し、統合園の候補園名を決定しました。

ア 丹波篠山市立ささやま幼稚園

イ 丹波篠山市立さくら幼稚園

ウ 丹波篠山市立ささゆり幼稚園

(3) 主な意見

ア 地域に親しまれ、愛される幼稚園として、園名から地域や所在地がイメージできる方がいい

イ ひらがな表記により統合による新たなスタートや親しみやすさを表現できる

ウ 統合対象となる3幼稚園区はいずれも旧篠山町の区域である、「ささやま」が地域全体を表す名称としてふさわしい

(4) 候補園名の決定

意見交換の後、候補園名について挙手による採決を行った結果、「丹波篠山市立ささやま幼稚園」をあり方検討会としての候補園名に決定しました。

2 今後のスケジュール

(1) 令和8年8月 定例教育委員会に条例改正の提案

(2) 令和8年9月 市議会へ議案提出

報告 7

城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会で決定した候補園名について

城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会で決定した候補園名について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年7月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市立城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会で決定した候補園名について

1 第9回会議

(1) 日時・場所

令和8年7月21日（火）午後7時～（城東公民館 第1研修室）

(2) 主な協議事項

令和8年4月21日から5月22日に実施した城東地区関係者への意見聴取の結果を踏まえ、「城東保育園・かやのみ幼稚園の保護者及び職員による統合園の候補園名選定委員会」において候補園名として選定された「丹波篠山市立かやのみ認定こども園」について報告を行い、統合園の候補園名について協議しました。

(3) 主な意見

『かやのみ』という名称から所在地が分かるのかや「意見公募の結果」などについて質疑がありました。

(4) 候補園名の決定

園名選定委員会において十分に協議された結果を尊重し、「丹波篠山市立かやのみ認定こども園」をあり方検討委員会としての候補園名に決定しました。

2 今後のスケジュール

(1) 令和8年8月 定例教育委員会に条例改正の提案

(2) 令和8年9月 市議会へ議案提出

報告 8

公立施設における乳児等通園支援事業の進捗状況について

公立施設における乳児等通園支援事業の進捗状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年7月30日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

公立施設における乳児等通園支援事業の進捗状況について

乳児等通園支援事業の実施にあたっては、利用可能時間を1人当たり月3時間の上限から1人当たり月10時間を上限としたことから、非営利活動法人里地里山問題研究所において実施されている「こども誰でも通園制度 まめっこ」に加え、新たに公立施設で実施し、市民ニーズに対応することとしました。

実施にあたっては、当初はささやま子育てふれあいセンターでの実施を検討していましたが、保育環境（トイレ整備状況等）、安全管理（保育支援の体制等）、運営体制（保育園児との交流のしやすさ）等を総合的に勘案し、公立園での実施がより安全に事業実施できると判断し、その場所を城東保育園にする計画としていました。

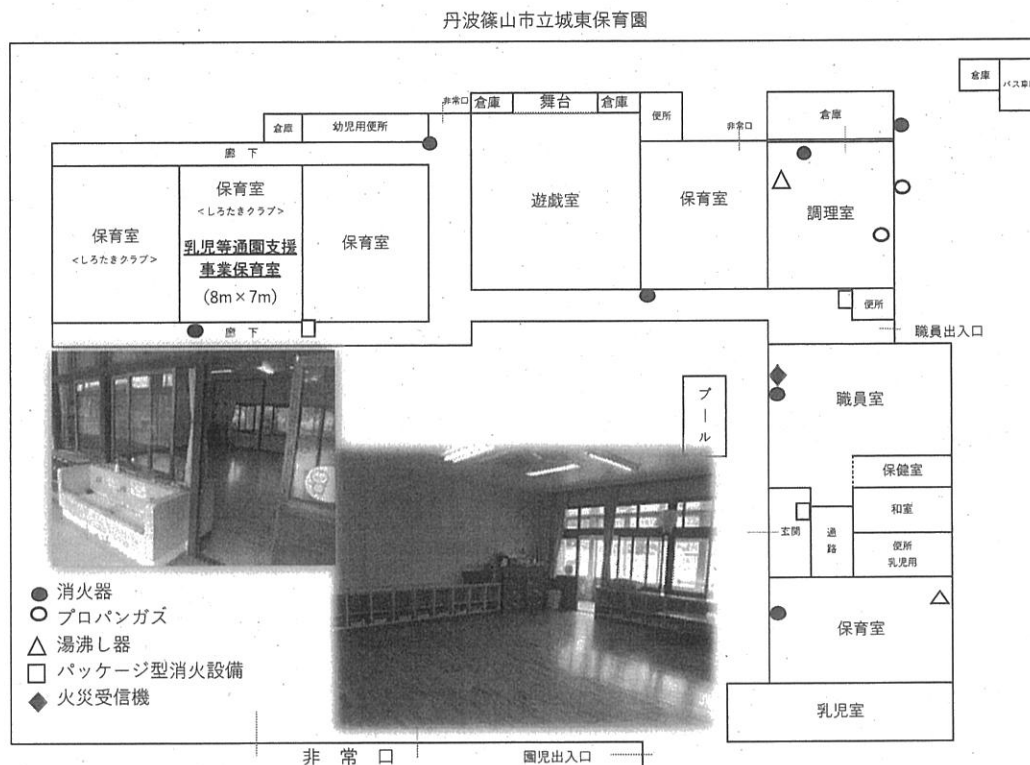
この度の6月補正により、城東保育園での運営経費が予算化されましたので、下記のとおり開所に向けて取り組みます。

記

1 実施場所

(1) 保育場所

丹波篠山市立城東保育園 預かり保育室 1室

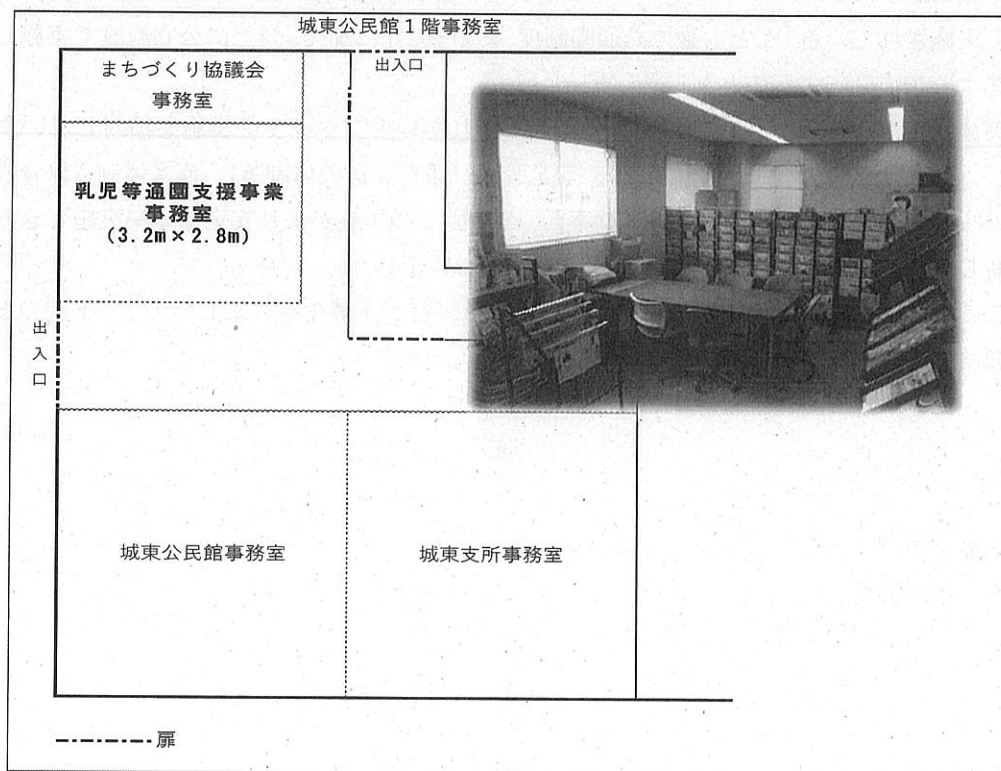


(2) 事務室

丹波篠山市立城東公民館 1 階 公民館・支所事務所の一角

※城東保育園内に事務室を設置するスペースはない。

※事前面談については、公民館施設を使用する。



2 実施日時

(1) 保育受入日時

週 2 回（月曜日及び火曜日）午前 9 時から正午まで

※ ただし、祝日、城東保育園休所日及び長期休業期間中は除く。

(2) 事前面談日時

8 月……週 2 回（月曜日及び火曜日）午前 8 時 30 分から正午まで

9 月以降……週 1 回（水曜日）午前 8 時 30 分から正午まで

※ ただし、祝日、城東保育園休所日及び長期休業期間中は除く。

3 受入れ開始日等

(1) 受入れ開始日……令和 8 年 9 月 1 日

(2) 職員任用開始日……令和 8 年 8 月 1 日

※ 8 月は準備期間とし、開所準備及び事前面談を実施する。

4 定員

12名とする。※ 事業開始当初は、安全管理を着実に図るため、運営に慣れるまでの間は6人までの受入れとする。

5 実施類型

一般型事業として実施する。

※ 待機児童等への影響を避けるため、余裕活用型事業ではなく、定員を別に設けて受け入れる。

一般型事業……定員を別に設けて受け入れを行う方法
 余裕活用型事業……保育所の空き定員の枠を活用して受け入れを行う方法

6 効果

(1) 乳児等通園支援事業利用想定人数

0歳6カ月～3歳未満 250人×利用想定割合 20%＝50人

(2) 1か月当たりの延べ利用時間（全員が10時間利用とした場合）

50人×10時間＝500時間

(3) 1か月当たりの受入れ可能時間

① まめっこ 週6時間×8人×4週＝192時間

② 城東保育園 週6時間×6人×4週＝144時間

合計 336時間

※全体の67%をカバー

両施設とも受入れ体制が整い、定員の12人を受け入れるとした場合

① まめっこ 週6時間×12人×4週＝288時間

② 城東保育園 週6時間×12人×4週＝288時間

合計 576時間

令和8年度 まめっこ利用率

4月分

期日	曜日	開所時刻	開所時間 【時間】	受入可能延べ時間	実利用時間 【時間】	利用人数 【人】	利用料金【円】 (時間当たり300円)	備考
4月1日	水	9:00～12:00	3	3時間×6人＝ 18 時間	-	-	-	
		13:30～16:30	3	3時間×6人＝ 18 時間	-	-	-	
4月8日	水	9:00～12:00	3	3時間×6人＝ 18 時間	4.5	2	1,400	30分の利用延長あり ※30分150円→200円
		13:30～16:30	3	3時間×6人＝ 18 時間	-	-	-	
4月15日	水	9:00～12:00	3	3時間×6人＝ 18 時間	14.0	7	4,200	
		13:30～16:30	3	3時間×6人＝ 18 時間	-	-	-	
4月22日	水	9:00～12:00	3	3時間×8人＝ 24 時間	20.5	9	6,150	
		13:30～16:30	3	3時間×8人＝ 24 時間	6.0	3	1,800	
月合計			24	156 時間	45	21	13,550	
				利用率（実利用時間/延べ時間）		28.8%		

5月分

期日	曜日	開所時刻	開所時間 【時間】	受入可能延べ時間	実利用時間 【時間】	利用人数 【名】	利用料金【円】 (時間当たり300円)	備考
5月13日	水	9:00～12:00	3	3時間×8人＝ 24 時間	21.0	8	6,300	
		13:30～16:30	3	3時間×8人＝ 24 時間	6.0	2	1,800	
5月20日	水	9:00～12:00	3	3時間×8人＝ 24 時間	22.0	10	6,300	負担軽減あり ※1.5H450円→150円
		13:30～16:30	3	3時間×8人＝ 24 時間	18.0	8	5,450	30分の利用延長あり ※30分150円→200円
5月27日	水	9:00～12:00	3	3時間×8人＝ 24 時間	21.5	9	5,950	負担軽減あり ※2.5H750円→250円
		13:30～16:30	3	3時間×8人＝ 24 時間	11.5	5	3,450	
月合計			18	144 時間	100	42	29,250	
				利用率 (実利用時間/延べ時間)		69.4%		

6月分

期日	曜日	開所時刻	開所時間 【時間】	受入可能延べ時間	実利用時間 【時間】	利用人数 【名】	利用料金【円】 (時間当たり300円)	備考
6月3日	水	9:00～12:00	3	3時間×8人＝ 24 時間	21.5	8	6,050	負担軽減あり ※2H600円→200円
		13:30～16:30	3	3時間×8人＝ 24 時間	15.0	7	4,500	
6月10日	水	9:00～12:00	3	3時間×8人＝ 24 時間	8.0	3	2,400	
		13:30～16:30	3	3時間×12人＝ 36 時間	19.0	8	5,700	
6月17日	水	9:00～12:00	3	3時間×10人＝ 30 時間	25.0	9	7,500	
		13:30～16:30	3	3時間×10人＝ 30 時間	24.5	10	6,850	負担軽減あり ※2.5H750円→250円
6月24日	水	9:00～12:00	3	3時間×8人＝ 24 時間	22.0	8	6,600	
		13:30～16:30	3	3時間×6人＝ 18 時間	18.0	6	5,400	
月合計			24	210 時間	153	59	45,000	
				利用率 (実利用時間/延べ時間)	72.9%	※保育士3人の時は10人、4人の時は12人に受入定員拡大		

令和8年6月30日現在 乳児等支援給付認定乳幼児数 66人

7 職員配置

次の職員を配置する。

- (1) 主任保育士 1名 (保育士資格)
- (2) 保育士 1名 (保育士資格)
- (3) 事務・保育補助員 1名

1週間のタイムスケジュール

8月		月曜	火曜
①主任保育士	8:30～ 12:00	事前面談 ※面談枠3人	事前面談 ※面談枠3人
	～12:30	休憩	休憩
	12:30～ 15:00	事前面談の記録 開所準備（計画・保育室等）	事前面談の記録 開所準備（計画・保育室等）
②保育士	9:00～ 12:00	開所準備（計画・保育室等）	開所準備（計画・保育室等）
③事務職員 保育補助	8:30～ 12:00	開所準備（保育室等） 総合支援システム処理	開所準備（保育室等） 総合支援システム処理

9月～		月曜	火曜	水曜
①主任保育士	8:30	開所準備	開所準備	事前面談 ※面談枠 3人
	9:00～ 12:00	開所(保育)	開所(保育)	
	12:00～ 12:30	事後面談・支援面談 片付け	事後面談・支援面談 片付け	事後面談・支援面談
	～13:00	休憩	休憩	休憩
	～13:30	ミーティング	ミーティング	事前面談の記録 次週保育準備等
	～15:00	保育の記録	保育の記録	
②保育士	9:00～ 12:00	開所(保育)	開所(保育)	
③事務職員 保育補助	8:30	開所準備	開所準備	
	9:00～ 12:00	保育補助、登降園処理、 利用料徴収	保育補助、登降園処理、 利用料徴収	
	～12:30	片付け	片付け	
	～13:00	休憩	休憩	
	～13:30	ミーティング	ミーティング	
	～15:00	事務作業	事務作業	

8 予算措置

事業：乳児等通園支援事業

（歳入）利用者利用料 340 千円（6 人/時間×3 時間/日×9 日/月×7 カ月×300 円）

国庫負担金 1,316 千円（3/4 負担）

国庫補助金 100 千円（パソコン購入費 1/2 補助）

県負担金 219 千円（1/8 負担）

合計 1,975 千円

(歳出) 人件費 3 人分 1,919 千円 (給与、期末手当、共済費、通勤手当)

消耗品費 158 千円 (事務用品、衛生用品、保育用品等)

傷害保険料 44 千円 (利用乳幼児用)

備品 245 千円 (パソコン、パーテーション)

合計 2,366 千円

9 今後の対応

実施に向けて、利用方法、受入れ手順、園内の動線、安全管理、緊急時対応、保護者対応、事務手続等の詳細を整理するとともに、必要な制度整備を進める。

また、事業開始後は、利用状況及び園運営への影響等を検証し、必要に応じて運用の見直しを行うものとする。

なお、城東保育園にあっては、令和 9 年度から (仮称) 城東認定こども園に移転することから今後の実施方法についても引き続き検討していく。

令和 8 年 9 月 1 日開所に向けたスケジュール

時期	内容
4 月 1 6 日	園長会での制度・方針等の説明
4 月 1 7 日～	各園との個別協議
6 月	6 月補正予算の上程
6 月 3 0 日	教育委員協議会 (状況報告)
6 月下旬	乳児等通園支援事業職員の募集
7 月	丹波篠山市特定乳児等通園支援に関する利用料を定める規則の制定 (市規則)
7 月 3 0 日	公立施設における乳児等通園支援事業の実施について (報告)
8 月 1 日	配置職員任用開始
8 月 1 日～3 1 日	準備期間 (園との調整、事前面談・利用調整、研修、環境整備、マニュアル整備、緊急時対応確認)
9 月 1 日～	事業 (受入) 開始

報告 9

令和 8 年度夏休み子どものフリースペース臨時開放事業について

令和 8 年度夏休み子どものフリースペース臨時開放事業について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 7 月 3 0 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和 8 年度 夏休み子どものフリースペース臨時開放のご案内

日頃は、丹波篠山市の教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、このたびは、放課後児童クラブの利用申込みにあたり、定員超過等の理由によりご希望に添えない状況となりましたことをお詫び申し上げます。

さて、丹波篠山市教育委員会では、放課後児童クラブを利用できなかった児童の夏休み期間中の居場所づくりを目的として、丹波篠山市立中央図書館の一室を活用し、下記のとおり「子どものフリースペース」を臨時に開放します。

本フリースペースは、放課後児童クラブのように専門職員による保育・育成支援を行うものではありませんが、冷房の効いた場所で休憩したり、宿題をしたり、本を読んだり、友達と静かに過ごしたりできる場所としてご利用いただけます。

1 開放日・時間・場所

期日	利用可能時刻	場所
7月28日（火）	10:10～17:30	中央図書館（視聴覚ホール）
7月30日（木）	10:10～17:30	中央図書館（視聴覚ホール）
8月 4日（火）	10:10～17:30	中央図書館（視聴覚ホール）
8月 6日（木）	10:10～17:30	中央図書館（視聴覚ホール）
8月13日（木）	10:10～17:30	中央図書館（視聴覚ホール）
8月18日（火）	10:10～17:30	中央図書館（視聴覚ホール）
8月20日（木）	10:10～17:30	中央図書館（視聴覚ホール）
8月25日（火）	10:10～17:30	中央図書館（創作活動室）
8月27日（木）	10:10～17:30	中央図書館（創作活動室）

- ・ 中央図書館（丹波篠山市西吹 88-1） ※中央図書館の開館時間は 10:00～18:00 です。
- ・ 災害、警報発表、施設の都合等により開放を中止する場合があります。

2 利用対象者

定員超過等の理由により放課後児童クラブに入所することができなかった市内小学生

3 利用方法等

- (1) 利用したい時間にお越しください。入退場は自由です。
- (2) 利用料は無料です。
- (3) 利用の際には、受付において別紙の「緊急連絡先票」をご提出ください。
- (4) フリースペースに安全管理員を配置します。
- (5) 飲食物、勉強道具、おもちゃ等は各自でご用意ください。
- (6) 飲食は、指定の場所で行っていただくことができます。
- (7) フリースペース及び図書館の利用ルールを守ってください。
- (8) 交通手段（徒歩、自転車等）及び保護者送迎等の条件は特に定めません。ご家庭で決めてください。
- (9) 貴重品や持ち物は各自で管理してください。
- (10) 発熱、体調不良等がある場合は、利用をお控えください。

4 利用にあたってのお願い

本フリースペースは、夏休み期間中の居場所として臨時的に開放するものです。

そのため、放課後児童クラブのように、児童一人一人に対する保育、生活支援、学習支援、継続的な見守り等を行うものではありません。

また、利用中は、安全管理員が室内の状況確認や声かけ等を行いますが、個別の付き添いや特別な配慮を必要とする支援については対応できない場合があります。

5 その他

- (1) 当日の利用人数、施設の状況、安全確保の観点等により、利用を制限する場合があります。
- (2) 教育委員会は、フリースペース内で発生した事故等については、教育委員会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。なお、教育委員会の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合は、全国市長会市民総合賠償補償保険の範囲内で対応します。
- (3) フリースペース外で発生した事故、けが、トラブル等については、教育委員会は責任を負いません。
- (4) ご不明な点は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

< お問い合わせ先 >

丹波篠山市教育委員会事務局 こども未来部 子育て企画課

TEL 079-552-0075 FAX 079-552-5764

E-mail: kosodate_div@city.sasayama.hyogo.jp

★ その他施設の情報 ★

丹波篠山市内には、中央図書館のほか、次の施設を無料でご利用いただくことができます。
利用の際は、事前に各施設へお問い合わせください。

無料で利用できるフリースペース		
学習・おしゃべり・ダンスの練習など気軽に使ってください。		
利用時間 平日9:00~17:00（土・日・祝祭日は休館）		
施設名	住所	電話番号
丹波篠山市畑ふれあい館	丹波篠山市菅 239-6	079-552-4401
丹波篠山市日置ふれあい館	丹波篠山市西荘 202	079-556-2850
丹波篠山市西紀ふれあい館	丹波篠山市川西 70	079-593-0093
丹波篠山市味間ふれあい館	丹波篠山市中野 28	079-594-1003
丹波篠山市古市ふれあい館	丹波篠山市牛ヶ瀬 78-1	079-594-1001

報告 10 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
			7/1 9:20 ささやま支 援学校訪問 13:30 清水一雄教 育振興賞選 定委員会 19:30 ふるさと一 番会議（住 吉台）	7/2 10:00 第 47 回丹波 篠山 A B C マラソン第 1 回実行委 員会（丹波 篠山市民 C） 15:30 令和 8 年度 県立篠山東 雲高等学校 振興会総会 （篠山東雲 高校）	7/3 9:20 篠山幼・小 学校訪問 13:00 高齢者叙勲 伝達式 14:00 死亡叙位伝 達式 15:00 丹南中学校 訪問 19:30 ふるさと一 番会議（城 南）	7/4
7/5	7/6 8:30-9:00 部長会議・ 政策会議 9:20 八上幼・小 学校訪問 16:00 所属長会議 19:30 ふるさと一 番会議（古 市）	7/7 9:20 西紀小学校 訪問 15:00 第 2 回教科 用図書丹波 採択地区協 議会（山南 住民 C）	7/8 9:20 篠山中学校 訪問 15:30 第 1 回丹波 篠山市図書 館協議会 （中央図書 館）	7/9 19:30 ふるさと一 番会議（今 田）	7/10 10:00 小・中・特 別支援学校 7 月定例校 長会 14:00 来客対応	7/11

日	月	火	水	木	金	土
7/12 15:00 市史編さん 委員会・通 史編専門委 員会（西紀 支所）	7/13 8:30 政策会議 9:30 点検評価 外部評価者 へ挨拶 11:00 自衛隊県本 部長来庁 16:30 第2回部活 動地域展開 に係る打合 せ 19:30 ふるさと一 番会議（畑）	7/14 9:10 たまみず幼 ・城北畑小 学校訪問 14:00 令和8年度 学校保健会 理事会 15:30 こどものお しろ訪問 17:00 所属長会議	7/15 9:00 八上小学校 訪問 11:10 9月補正教 育長ヒアリ ング	7/16 9:45 富山こども 園訪問 13:00 【7月】議案 検討会（楽 屋西）	7/17 9:00 銘板設置の 会来庁 10:40 どんぐりは うす訪問	7/18 10:30 たきまつり （篠山チル ドレンズミ ュージア ム） 14:00 中央図書館 講演会（中 央図書館）
7/19 第73回兵庫 県吹奏楽コ ンクール 第49回西阪 神地区大会 （三田市郷 の音ホー ル）	7/20	7/21 8:30 政策会議 9:45 ささやまこ ども園訪問 14:00 管理職選考 口頭試問打 ち合わせ 19:00 城東保育園 ・かやのみ 幼稚園あり 方検討委員 会（城東公 民館）	7/22 8:30 管理職選考 口頭試問 （丹波篠山 市民C） 17:00 所属長会議	7/23 11:00 丹波篠山市 芸術文化の 祭典実行委 員会 14:00 令和8年度 丹波地区教 育委員会連 合会定期総 会（西紀老 人福祉C）	7/24 8:30 管理職選考 口頭試問 （丹波篠山 市民C）	7/25 9:00 兵庫県人権 教育研究大 会丹波地区 大会（四季 の森生涯学 習C）

日	月	火	水	木	金	土
7/26 11:00 ちるみゅー 25 才の誕生 日（篠山チ ルドレンズ ミュージア ム）	7/27 15:00 丹波地区教 育長会議 （兵庫県篠 山庁舎） 18:00 丹波地区教 育長会議懇 親会（ユニ トピアささ やま）	7/28 8:30 政策会議 10:00 特別支援教 育研修会 （四季の森 生涯学習 C） 13:15 柏原税務署 長就任挨拶 14:00 結核対策委 員会 16:30 来客対応 19:30 令和 8 年度 第 1 回社会 教育委員会 議・公民館 運営審議会 （丹波篠山 市民 C）	7/29 9:00 7 月例規審 査会 9:00 篠山産業高 校 OHS（電気 建設工学科 ・農と食科） 11:30 デカンショ 節大賞表彰 式 16:00 所属長会議	7/30 9:05 篠山鳳鳴高 校オープン ・ハイスク ール（普通 科） 13:00 臨時議会		

第127回丹波篠山市議会水無月会議一般質問

丹波篠山市教育委員会 教育長 丹後政俊

質問1 不登校児童生徒の保護者支援

市HPで示された「不登校対応方針」は児童生徒への支援が中心で、保護者への支援策があまり示されていない。どのような保護者支援に取り組んでいるか。

(答) 学校に行きづらさを感じる児童生徒への対応については、「学校への登校」のみを目標とするのではなく、保護者や関係機関と連携しながら、一人一人の社会的自立に向けた支援を進めています。具体的には、学校へ来たいと思える魅力ある学校づくりや校内サポートルームでの個別対応、教育支援センターゆめハウスでの個別支援、学校職員による教育相談や家庭訪問等、子どもたちの思いに寄り添い、小さなSOSを見逃さないよう、取り組んでいるところです。

「不登校児童生徒の保護者支援」については、不登校児童生徒への支援を充実させながら、保護者の不安や悩みに寄り添い、安心して相談できる体制づくりを大切にしています。具体的には、スクールカウンセラーによる保護者への相談・カウンセリングを実施するとともに、スクールソーシャルワーカーが福祉の専門的な視点から状況把握や支援計画の検討を行い、必要に応じて関係機関との連携を図っています。加えて、心理的ハードルが高いという意見もあることから、学校では家庭訪問や教育相談を通じて継続的な関わりを持ち、保護者の思いや不安を丁寧に受け止めながら支援を進めています。

(市長答弁) ピアサポートの充実について

ピアサポートとは、「おなじような悩みや経験を持つ人同士が、対等な立場で支え合う活動」で、医師やカウンセラーなど専門家による支援とは異なり、「同じ体験をした者にしか分からない共感」が得られる効果があります。

丹波篠山市では、「不登校・ひきこもり当事者家族会」を開催しています。この家族会は、丹波篠山市が委嘱している「丹波篠山市ひきこもり支援相談員」を中心に運営していただいています。丹波篠山市としましては、この会を重要な支援の場と位置づけ、相談窓口へ来られた方への積極的な紹介を行うとともに、広報紙やホームページ等を通じて広く周知啓発を行っています。

「家族会」には、主に不登校やひきこもりの状態にある方のご家族が参加され、経験の共有や悩みの相談を通じて、保護者同士が支え合う場として、非常に重要な役割を担っています。1回あたりの利用者数は、2名～5名ほどです。

【再質問教育長答弁】

教育長も不登校の子どもたちの支援施設（「神出学園」）で働いた経験もあり、保護者の方が心理的に安定されると子どもが動き出す例をいくつも見て来て、保護者への支援の大切さは十分に認識しています。子どもを中心に置いて、保護者の不安に寄り添い、ともに解決に向けて協力体制を組むことが大切です。

相談に心理的ハードルを感じられる保護者（児童生徒）の支援については、その子どもや

家庭の事情を一番理解している教職員が、対象の子どもや家庭にあったやり方でアウトプットの適切な支援（家庭訪問・電話・メール・相談所の紹介等）をしています。

【質問事項2】子どもの安全対策について

周辺市の事件を受けて、子どもの登下校時における安全確保の必要性。市をあげての防犯・見守り体制を一層強化すべきではないか。

（答）学校においては、毎日、保護者の皆様とICTツールや電話にて欠席の連絡をいただき、「家を出たが、学校に来ていない」という見過ごしがないように、組織的に対応しています。また「安全指導」として通学路の危険箇所の確認や、その危険回避について子どもたちに注意喚起や指導を行うとともに、地域の皆様や学校運営協議会等の皆様と情報共有を行いながら、登下校時の見守り活動の実践、また子どもを守る家等、地域の皆様と協力して見守り活動を行っています。また、地域の駐在所を含めた警察機関とも、日々登下校時の見守り体制を構築し、特に自動車の往来が多いような交差点では、交通安全の見守りや指導を実施していただいています。市教育委員会においては、青色回転灯パトロールカーにより5中学校区を一週間の中で計画的に巡回し、下校時の見守り活動を行っています。

各家庭やPTA・まちづくり協議会では、実情に応じて防犯ブザーの購入や配布、学校においても教育課程の工夫により集団での下校となるよう、対応しています。

【再質問教育長答弁】

学校園教育の大きな役割は、子どもたちの成長を支援することですが、その大前提には子どもたちの命（体と心の命）を守ることがあります。

子どもたちの安全確保については、子どもと関わる教職員や保護者、学校運営協議会や地域の人等の大人が、最新の情報にも注意し（クマの出没や熱中症の激甚化等）危険箇所を点検し、危険因子を取り除くことが肝要ですが、子どもたち自身の「危険予知能力」や「安全確保能力」を高められるよう教育活動を工夫していくことも重要であると考えます。

6月2日に古市小学校で「安全の集い」があり、公開授業（安全の授業）も参観しましたが、そこでも各児童が学年に応じて、遊具や教室、自転車や雨の日の登下校等のどこに危険が潜んでいて、その危険に自分（達）でどう対処すればいいのかを考えていました。6年生は安全な過ごし方をどう全校生に伝えるか等の学習を行っていました。このような取り組み、方向性を市内全体で共有し、子どもたちの「自分の安全は自分で守る力」を育てていきたいと考えています。